

第37回 労働安全コンサルタント試験
(産業安全関係法令)

211020
安全関係法令
1/6

受験番号
------	-------

問 1 安全管理体制について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (2) 安全衛生に関する方針の表明に関することは、総括安全衛生管理者に統括管理させなければならない。
- (3) 常時300人以上の労働者を使用する製造業の事業場においては、安全管理者を2人以上選任しなければならない。
- (4) 安全管理者を選任したときは、遅滞なく、法令に定める様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (5) 安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 一の場所において行う建設業の圧気工法による作業を行う仕事の一部を請負人に請け負わせる特定元方事業者は、その場所において、その労働者及び関係請負人の労働者の数が常時30人以上で作業を行うときは、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、その仕事を行う場所において、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の職務を行う者を選任し、それぞれ法令で定める職務を行わせているときは、当該場所において店社安全衛生管理者を選任していなくても、法令上選任しているものとされる。
- (3) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、店社安全衛生管理者が旅行によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (4) 安全衛生責任者を選任した請負人は、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- (5) 所轄労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、統括安全衛生責任者の解任を命ずることができる。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 機械(刃部を除く。)のそうじの作業において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止しなければならないが、機械の運転中にそうじを行わなければならない場合で、危険な箇所に覆いを設けてそうじを行うときは、この限りでない。
- (2) 内容物の取出しが自動的に行われる構造ではない粉砕機から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならないが、その措置を講ずることが作業の性質上困難な場合で、労働者に用具を使用させて行うときは、この限りでない。
- (3) 加工物等が欠損して飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該加工物等を飛散させる機械に覆い又は囲いを設けなければならないが、その措置を講ずることが作業の性質上困難な場合で、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでない。
- (4) プレス機械でその停止性能に応じた性能を有する感応式の安全装置を備えたものは、安全囲いを設けている場合であっても、安全装置の切替えスイッチを備えてはならない。
- (5) 産業用ロボットの可動範囲内での教示作業において、産業用ロボットの駆動源を遮断し、起動スイッチ等に作業中である旨を表示するときは、作業に従事している労働者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずる必要はない。

問 4 事業者が揚貨装置の玉掛け用のワイヤロープ、鎖又はシャックルとして、労働安全衛生法令上、使用してはならないものは次のうちどれか。

- (1) ワイヤロープで、ワイヤロープ1よりの間において素線(フィラ線を除く。)の数の5パーセントの素線(フィラ線を除く。)が切断しているもの
- (2) ワイヤロープで、直径の減少が公称径の10パーセントのもの
- (3) 鎖で、リンクの断面の直径の減少が、当該鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の10パーセントのもの
- (4) 鎖で、伸びが、当該鎖が製造されたときの長さの5パーセントのもの
- (5) シャックルで、安全係数が5のもの

問 5 掘削作業等における危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) ずい道支保工を設けたときは、その後7日をこえない期間ごと及び中震以上の地震の後、部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無及び状態その他法令で定める事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに補強し、又は補修しなければならない。
- (2) 土止め支保工を設けたときは、その後7日をこえない期間ごと、中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後に、部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無及び状態その他法令で定める事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補強し、又は補修しなければならない。
- (3) ずい道等の建設の作業を行うときは、落盤又は肌落ちによる労働者の危険を防止するため、点検者を指名して、ずい道等の内部の地山について、毎日及び中震以上の地震の後、浮石及びびき裂の有無及び状態並びに含水及び湧水の状態の変化を点検させなければならない。
- (4) 明り掘削の作業を行うときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びびき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させなければならない。
- (5) 採石作業を行うときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びびき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させなければならない。

問 6 事業者があらかじめ定める作業計画に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) コンクリート造の工作物であって、その高さが5メートル以上であるものの解体の作業を行うときにあらかじめ定める作業計画に示す事項には、作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための設備の設置の方法が含まれていなければならない。
- (2) コンクリート造の橋梁の上部構造であって、その高さが5メートル以上であるものの変更の作業を行うときにあらかじめ定める作業計画に示す事項には、作業の方法及び順序が含まれていなければならない。
- (3) 金属製の部材により構成される塔であって、その高さが5メートル以上であるものの組立ての作業を行うときにあらかじめ定める作業計画に示す事項には、部材の落下又は部材により構成されているものの倒壊を防止するための方法が含まれていなければならない。
- (4) 金属製の部材により構成される橋梁の上部構造であって、その高さが5メートル以上であるものの架設の作業を行うときにあらかじめ定める作業計画に示す事項には、使用する機械等の種類及び能力が含まれていなければならない。
- (5) 車両系建設機械を用いて作業を行うときにあらかじめ定める作業計画に示す事項には、車両系建設機械の運行経路が含まれていなければならない。

問 7 爆発、火災等を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 異常化学反応により内部の気体の圧力が大気圧を超えるおそれのある容器で、内容積が0.1立方メートルのものについて、安全弁は備えていないが、これに代わる安全装置を備えているものを使用した。
- (2) 屋外に設けた化学設備に原材料を供給する配管を内部に設けた建築物について、配管に近接する当該建築物の壁を難燃性の材料で造った。
- (3) 木炭粉を加熱乾燥する乾燥設備を使用する際に、消火設備を設けたので、静電気を除去するための措置を講じなかった。
- (4) 化学設備(配管を除く。)及びその附属設備について、1年以内ごとに1回、定期に、法令で定める事項について自主検査を行った。
- (5) 化学設備の改造を行う場合において、この設備を分解する作業を行うときに、監視人を置いたので作業指揮者を定めなかった。

問 8 電気による危険を防止するための次の機械等のうち、労働安全衛生法令上、事業者が6月以内ごとに1回、定期に、自主検査を行わなければならないものはどれか。

- (1) 交流200ボルトの充電電路に近接する場所で、電路の支持物の塗装工事の作業を行う場合に、当該充電電路に装着する絶縁用防具
- (2) 交流6.6キロボルトの架空電線の充電電路に近接する場所で、移動式クレーンを使用する作業を行う場合に、当該充電電路に装着する絶縁用防護具
- (3) 交流400ボルトの充電電路の点検作業を行う場合に、当該作業に従事する労働者に使用させる活線作業用器具
- (4) 交流200ボルトの可搬式の電動機械器具を鉄板上で使用する場合に、当該電動機械器具が接続される電路に接続する感電防止用漏電しゃ断装置
- (5) 船舶の二重底で著しく狭いなどにおいて、交流アーク溶接(自動溶接を除く。)の作業を行うときに使用する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

問 9 ボイラー等による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 第二種圧力容器の安全弁を2個設ける場合は、1個の安全弁を最高使用圧力で作動するよう調整したときは、他の安全弁を最高使用圧力の3パーセント増で作動するよう調整することができる。
- (2) 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士の免許を受けた者は、ボイラーの伝熱面積の大きさにかわらず、ボイラーの取扱いの業務に就かせることができる。
- (3) ゲージ圧力0.2メガパスカルで伝熱面積が10平方メートルの温水ボイラーは、ボイラー検査証の交付を受けていなくても使用することができる。
- (4) 内容積が6立方メートルの第一種圧力容器の整備の業務は、ボイラー整備士でなければ就かせてはならない。
- (5) ボイラー(小型ボイラーを除く。)の火室及び管板を変更しようとするときは、所轄労働基準監督署長にボイラー変更届を提出しなければならない。

問10 クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上のもの)、移動式クレーン又はゴンドラについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 巻過防止装置を具備しないクレーンについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を付すること等巻上げ用ワイヤロープの巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (2) クレーンの運転者を、荷をつつたまま、運転位置から離れさせてはならない。
- (3) つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該移動式クレーンに、その移動式クレーン検査証を備え付けておかなければならない。
- (4) ゴンドラを設置しようとするときは、ゴンドラ設置届にゴンドラ明細書等を添えて所轄労働基準監督署長に提出し、設置後に、所轄労働基準監督署長の落成検査を受けなければならない。
- (5) ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯その他の命綱を使用させなければならない。

問11 元方事業者、機械等貸与者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 造船業に属する事業を行う元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所の巡視を行わなければならない。
- (2) 建設業に属する事業を行う元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者による車両系建設機械を用いた作業が同一の場所において行われるときは、その車両系建設機械の誘導についての合図を、あらかじめ統一的に定めなければならない。
- (3) 造船業に属する事業を行う元方事業者は、元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織の会議を定期的に開催しなければならない。
- (4) 機械等貸与者は、コンクリートポンプ車(貸与後の保守等当該機械等の所有者が行うべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業者が行うものを除く。)を他の事業者に貸与するときは、コンクリートポンプ車の能力、特性その他使用上注意すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。
- (5) 建築物貸与者が工場の用に供される建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、建築物貸与者は、火災の発生等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定めなくてもよい。

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、作業床の高さが2メートル以上の高所作業車について、型式検定合格標章が付されていないものは、譲渡し、貸与し、又は使用してはならない。
- (2) 事業者は、研削といしの直径が50ミリメートル以上の研削盤について、厚生労働大臣が定める規格に適合したものを使用する必要があるとともに、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、その結果を3年間保存しなければならない。
- (3) 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の射出成形機であって、厚生労働大臣が定める規格に適合していないものを製造して譲渡した者に対し、当該射出成形機の回収又は改善を図ることを命ずることができる。
- (4) 事業者は、木材加工用丸のこ盤の可動式の歯の接触予防装置については、厚生労働大臣が定める規格を具備し、かつ、型式検定に合格したものを使用しなければならない。
- (5) 都道府県労働局長は、特定機械等であるクレーンの製造時等検査に合格したものについて、クレーン検査証を交付する。

問13 労働者の就業に当たって事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 雇入れ時の安全衛生教育において、各種商品小売業の事業場の労働者については、作業開始時の点検に関することを省略することができる。
- (2) 機体重量が5トンのくい抜機で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの以外のものの運転の業務に労働者を就かせるときは、車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者を就かせなければならない。
- (3) 最大荷重1トンのショベルローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (4) 作業床の高さが10メートルの高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (5) 自動送材車式帯のこ盤を3台有する事業場において行う当該機械による作業については、木材加工用機械作業主任者を選任しなければならない。

問14 計画の届出に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの事業者も、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

- (1) 内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が2キロワットである建設物で、3ヶ月で廃止するものを設置しようとする事業者は、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なくてもよい。
- (2) 事業者は、衣服その他の繊維製品製造業の業種の事業場で、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上のものにおいて、当該事業場に係る建設物を設置しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (3) 事業者は、高さ30メートルの建築物の建設の仕事で、掘削の深さが7メートルの地山の掘削の作業を行うものを開始しようとするときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なくてもよい。
- (4) 事業者は、ゲージ圧力が0.2メガパスカルの圧気工法による作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (5) 土石採取業に属する事業を行う事業者は、坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

問15 常時80人の労働者を使用し、木材加工用機械(携帯刃式のものを除く。)として、木材加工用丸のこ盤5台及び手押しかな盤5台を有する木材・木製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断の結果、事業場の状況は次のとおりであった。このうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

なお、木材加工用機械作業主任者を1人選任していた。

- (1) 事業者は、総括安全衛生管理者として工場長を選任していたが、その工場長が人事異動により他工場に転出したため、後任の工場長を新たな総括安全衛生管理者として選任するまでの7日間、総括安全衛生管理者が未選任の状態であった。
- (2) 事業者は、手押しかな盤を用いる作業の一部について、刃の接触予防装置を設けることが作業の性質上困難であるとして、労働者に治具を使用させて、その手押しかな盤には、刃の接触予防装置を設けていなかった。
- (3) 事業者は、安全衛生委員会の議事の概要について、作業場の見やすい場所に掲示していなかったが、開催の都度、遅滞なく磁気ディスクに記録し、かつ、作業場に労働者が常時その記録の内容を確認できる機器を設置していた。
- (4) 事業者は、木材加工用機械作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示していたが、木材加工用機械作業主任者の選任状況について、所轄労働基準監督署長に報告していなかった。
- (5) 事業者は、自動送り装置を有している木材加工用丸のこ盤について、歯の接触予防装置を設けていなかった。